

行為許可の審査基準等

大阪市建設局

1 総 則

都市公園は、一般公衆の休息、散歩、運動等の屋外レクリエーションの用に供されるとともに、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

その効用を確保するため、不当な侵害行為に対する特別な保護を図る必要があり、都市公園の保全の妨げとなる都市公園の損傷行為や、公衆の都市公園の利用を妨げるなど、公園の性格上排除すべきものについては、禁止行為としている（大阪市公園条例（以下「公園条例」という。）第3条）。

一方で、都市公園の利用の一形態となる行為までも禁止しているわけではなく、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為等については、都市公園の適正な管理を図るため、これを制限行為として位置付け、公園管理者の許可によらしめることとしている（公園条例第4条）。

なお、本基準は、行政手続法第5条及び第12条に基づいて「都市公園法及び大阪市公園条例に対する審査基準・処分基準」として広く市民に公表しているものに加え、第三者が扇町公園内で行う行為に関して、扇町公園の指定管理事業者が円滑に許可事務を行うことができるよう必要な取り扱い事項をまとめたものである。

2 制限行為の種類（公園条例第4条第1項）

公園条例では、次の各号の事項を制限行為として規定している。これらの行為を行う場合は、公園管理者の許可を要する。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 営業のために役務を提供すること
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (5) ロケーションをすること
- (6) はり紙、はり札その他の広告物（以下「広告物」という。）を表示すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

3 審査の基準

(1) 共通要件

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 申請の対象となる行為が、公園条例上の制限行為であること。
- ② 工作物の設置を伴わないこと（工作物の設置を伴う場合の取り扱いは5を参照）。
- ③ 都市公園という公共施設で行われる行為として許容できるものであること。

- ④ 当該の公園の立地条件、公園周辺の環境からみて、許容できるものであること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと

（2）目的別要件

使用する目的に応じて、次の要件を満たすことが必要である。

① 物品の販売・頒布

公園内での物品の販売・頒布は通常では認められず、この制限を解除するには、公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性がなければならない。

例えば、露店営業についても、単独で許可することはできず、主体となる催しがあり、それに情趣をそえる副次的なもので、必要と認められるものに限って許可することができる。

② 営業のための役務の提供

公園内での営利を目的としたサービスの提供は通常では認められず、公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性がなければならない。

③ 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催し

通常集会などに使用される広場以外について使用する場合には、その使用場所の物理的要件や立地条件のほかに、公園の性格やその場所を使用する十分な理由がなければならない。

その場所で実施しなければならない必然性がないときには、使用場所を他の公園施設である広場等に変更させるなどの指導を行う。

④ 募金、署名活動その他これらに類する行為

募金、署名活動などは、一般に公園の自由使用の妨げになるため、公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があるときに限って許可することができる。

⑤ ロケーション

営業として行う野外撮影、放送活動などをあらわしており、映画やテレビのロケーションに限定しているものではない。

公園という健全な憩いの場で行われるものであるため、公園のイメージを損なうようなロケーションの内容であってはならない。

⑥ はり紙、はり札その他広告物の表示

はり紙、はり札その他営利目的の広告物は、単独では許可してはならない。公園内で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際に、当該催しの主催者が協賛団体等の広告物を掲載する場合と、公園施設として設置許可を受けた施設の一部に広告物を掲載する場合に限って許可することができる。この場合でも、次の各号に該当するときは、許可してはならない。

- i) 公園または公園施設の美観を著しく害するおそれのあるもの
- ii) 公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの
- iii) 公序良俗に反するもの
- iv) 法令の規定に違反するもの

v) 他人に不快の念を与えるもの

vi) 前各号に掲げるもののほか、公園の設置目的に照らして不相当と認められるもの。

4 標準処理期間

40日

5 工作物の設置を伴う場合の取り扱い

第三者による行為に伴って、何らかの工作物を設置するなど都市公園の一部を占有する場合は、都市公園法（以下「法」という。）第6条の規定により、占有許可が必要となる。

指定管理事業者が行うことのできる管理の範囲は、公園管理者が行うものとして法で定められた事務（占有許可等）以外の事務であることから、工作物の設置に伴う占有許可は範囲外となる。

したがって、第三者による行為の申請内容に工作物を伴うことが判明した場合は、速やかに本市に引き継ぐこと。引き継がれた第三者からの申請に対する行政処分（行為・占有許可）は、本市が行う。

なお、一般園地等の維持管理は指定管理業務の範囲に含むため、第三者による工作物の設置にあたって必要となる当該第三者との協議（設置位置・方法等）については、円滑な維持管理上の必要性に鑑み、本市と共同して行うこと。

6 利用料金

(1) 徴収に関する事項

指定管理事業者が行う行為許可は、指定管理事業者の収入となる利用料金制を採用する。第三者による各行為によって適用する利用料金の区分は、別表第4（第16条の2関係）のとおりとする。

(2) 利用料金の減免

公園条例等の規定により、行為の主体・目的等が次の各項に該当する場合は、指定管理事業者は利用料金を免除し、又は減額することができる。

①本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の利用料金

②国、地方公共団体又は公共的団体が、緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の利用料金

③国、地方公共団体又は公共的団体が、緑化普及及び地域のコミュニティ活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の利用料金

④報道機関がニュース取材のために使用するときの報道機関の利用料金

7 適用対象外施設

次の施設は、行為許可の適用対象施設から除外する。

・扇町プール

- ・都市公園法第5条に基づく公園施設設置・管理許可を受け管理運営を行う施設（例：公園駐車場等）
- ・管理対象外施設（資料Ⅰ－2参照）

8 許可申請の受付

（1）受付開始日時

原則として、受付開始日時は2ヵ月前の同日午前9時から行う。

ただし、次の場合においては、上記日時に関わらず仮予約を申請することができる。

- ・本市（各部局）が催事の主催者または共催者となる場合
- ・民間事業者が主催する催事で、本市（各部局）がその公益性を認めた場合

（2）申請が競合した場合の取り扱い

前項の受付開始日時において許可申請が競合した場合は、原則として抽選とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、優先的に許可をし、または不許可処分とすることができる。

- ①公益上の必要がある場合
- ②その他特別の事由があると認められる場合

※公益上の必要、特別の事由の判断については、事前に本市と協議の上、承認を得ること。

9 不許可処分等

（1）不許可処分

許可申請受付後、指定管理事業者において不許可処分が相当であると判断した場合は、不許可であることの決定前に、その適正性について速やかに本市と協議の上、判断を求めること。

なお、不許可処分については、行政手続法第2条第4号口の規定により、不利益処分には該当しないため、別途、聴聞・弁明の機会を設けるなどの手続きを要しない。

（2）監督処分（本件の場合、許可に関する事項のみ）

第三者への行為許可後、当該許可に付した条件違反や、偽りその他不正な手段により当該許可を受けた者であること等が判明した場合は、公園条例の規定により、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

ただし、上記処分の決定前に、事前に本市と協議し、判断を求めること。

この場合、行為許可を受けた第三者に対して、行政手続法第13条の規定により、聴聞、弁明の機会を付与し、適切な手続きを行わなければならない。

10 台帳の整理及び保存

行為許可を行った場合は、指定管理事業者において、行為許可の申請日時、申請者氏名、申請（行為）の内容、申請（行為）の期間、申請（行為）の時間等を記載した台帳を整理し、当該年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

11 申請受付

申請者からの口頭申出を受け、許可の可否について個々に状況確認等の上、許可することが妥当であると判断した場合は、公園条例に規定する様式の提出を求め、受理後、許可手続を行うこと。

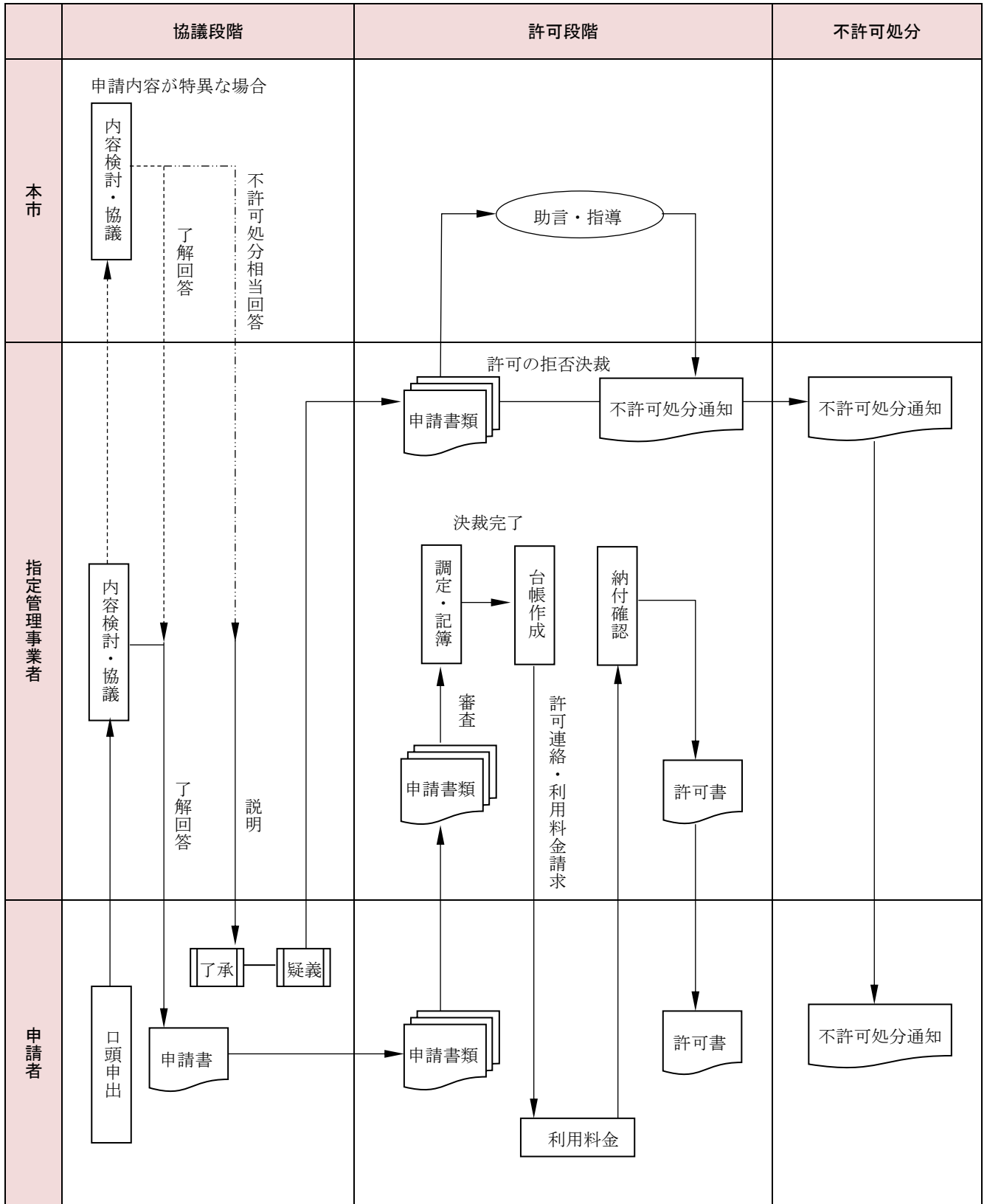
また、許可することが不適當であると判断するに至った場合は、申請者へ丁寧に説明の上、了承を得られるよう努めること。

なお、申請書に添付することが必要となる書類は、次の例のとおりである。

(申請書添付書類例)

- ・ 事業計画書
- ・ 使用区域等の位置図
- ・ 工程表 など

(許可手続の順序)



(許可の種別及び権限の所在)

種別	根拠法令	内容	市	事業者	備考
公園施設	法第5条	売店、駐車場 等	◎		指定管理者制度適用区域外 (指定区域であっても、指定用途と異なる用途で使用する場合は適用対象)
占用	法第6条	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 等	◎	△	
行為	公園条例第4条	競技会その他これに類するもの	○	◎	【事業者の判断の範囲】 ・行為内容の審査・許可に限定 (公園条例第4条に基づくもの) ・行為に工作物等を伴う場合 ⇒ 占用許可(法第6条)へ切り替え
		集会その他これに類するもの	○	◎	
		営業のため 露店営業その他これに類するもの	○	◎	
		ロケーション	○	◎	
		広告物 の 掲 出 のため 掲 出	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際 広告物を掲出する場合	○	
その他の場合	○	◎			

◎：主となって行う業務

○：補助的機能(疑義が生じた際の、審査内容の整理、許可の可否判断など)

△：物理的要件等の確認(工作物設置位置等の調整など)

(適用する利用料金)

		行為の種類							
		物販の販売・頒布	営業のための役務の提供	競技会その他これに類する催し	集会・展示その他これに類する行為	募金、署名運動その他これに類する行為	ロケーション	はり紙、はり札その他の広告物の表示	
利用料金の種別	競技会その他これに類するもの				○				
	集会その他のものに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合				○	○		
		会費又は入場料を徴収する場合				○			
	営業のための占用の	露店営業その他これに類するもの	○						
		ロケーション						○	
	の た め の 占 用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合							○
		その他の場合							○

(申請書様式 表面)
第1号様式 (第1条の2、第4条関係)

行為
占用 許可申請書(新規・更新)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所
(法人にあっては主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
生年月日 年 月 日生
〔法人にあっては代表者の生年月日。行為許可申請の場合にのみ記入〕
職業
(法人にあっては営業種目)
電話番号

大阪市公園条例第4条第1項 都市公園法第6条第1項 の規定により、次のとおり許可申請します。

①場 所			
②目 的			
行為	③内容・面積		
	④期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
占用	⑤占用物件の種類・数量		
	⑥期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
⑦占用物件の構造・外観		⑧占用物件の管理方法	
⑨設置工事の実施方法		⑩工事の着手及び完成の時期	年 月 日着手 年 月 日完成
⑪都市公園の復旧方法		⑫その他参考となるべき事項	

行為許可申請については、⑤から⑪までの欄には、記入しないでください。

占用許可申請については、③及び④の欄には、記入しないでください。

(参考 許可条件サンプル)

公園使用許可条件 (一般条件)

使用者は、都市公園法、同施行令並びに大阪市公園条例、同施行規則その他関係法令に定める事項に従うことのほか、次の事項を守らなければならない。

(使用上の制限)

- 第1条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって本件を維持保有しなければならない。
- 2 使用者は、本件を使用目的以外の用途に供することを禁ずるほか、第三者に転貸してはならない。
- 3 使用者は、本件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって変更許可を受けなければならない。

(損害)

- 第2条 使用者は、本件の使用に起因して生じた一切の損害について、責任をもって処理しなければならない。

(苦情等の処理)

- 第3条 使用者は、本件の使用に伴う一切の苦情等の処理を行い、適切に対応しなければならない。

(経費の負担)

- 第4条 使用者は、本件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を負担しなければならない。

(法的手続)

- 第5条 露店を公園内に开店するなどの場合は、「食品衛生法」、「消防法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」その他関係法令に基づく必要な届出・許認可等について、事前に関係官庁等において所定の手続きを行うこと。

(許可の取り消し又は変更)

- 第6条 使用期間中であっても、公園事業上必要になったとき、又は本許可条件の各項に違反したときは、許可条件の変更、許可の取り消し等を行うことがある。ただし、公園事業上の必要により占用区域に影響が及ぶ可能性がある場合には、その対応等について別途協議する。

- 2 前項に定めるもののほか、公園管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき
- (2) 使用者又はその役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務

履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき

(3) 使用者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

(4) 使用者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき

(5) 使用者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

(6) 使用者が、大阪市暴力団等排除措置要綱第4条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度の勧告措置を受けたとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって損失が生じたとしても、本市はこれを補償しない。

(許可の更新)

第7条 使用者は、本件許可を更新しようとする場合は、許可期間満了の30日前までに公園管理者に申請しなければならない。

(使用料)

第8条 本市において公園を公用又は公共用のために供する必要が生じ、許可を取り消し又は変更する場合を除き、既納の使用料は還付しない。

(原状回復)

第9条 許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き許可しないときは、使用者は、自己の費用で、公園管理者の指定する期日までに本件を原状に回復して返還しなければならない。なお、その詳細については、別途協議すること。

(疑義の決定)

第10条 本件について疑義が生じた場合、又は許可条件に定めのない事項については、本市と協議のうえその指示に従わなければならない。

(新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための対策)

第11条 催物（イベント等）の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための措置を講じること。

2 本市の定める新型コロナウイルス感染症拡大防止のための催物（イベント等）開催基準を遵守すること。

(教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

大阪市公園条例（抄）

（行為の制限）

第 4 条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 営業のために役務を提供すること
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (5) ロケーションをすること
- (6) はり紙、はり札その他の広告物(以下、「広告物」という。)を表示すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行う場所
- (5) 行為の内容
- (6) その他市規則で定める事項

3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)の利益になるとき

5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

6 代行公園において第 1 項各号（第 7 号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第 18 条の規定により代行公園の管理を行うもの」とする。

7 大阪城野球場、大阪城弓道場、大阪城西の丸庭園若しくは豊松庵（以下、「大阪城野球場等」という。）、長居陸上競技場、長居第 2 陸上競技場、長居球技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場若しくは長居植物園（以下、「長居陸上競技場等」という。）又は

鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール（以下、「鶴見緑地球技場等」という。）において第1項各号（第7号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により代行公園の管理を行うもの（以下、「代行公園の指定管理者」という。）、同条の規定により大阪城野球場等の管理を行うもの（以下、「大阪城野球場等の指定管理者」という。）、同条の規定により長居陸上競技場等の管理を行うもの（以下、「長居陸上競技場等の指定管理者」という。）又は同条の規定により鶴見緑地球技場等の管理を行うもの（以下、「鶴見緑地球技場等の指定管理者」という。）は、前2項の規定により読み替えられた第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) - (3) 省略

- 9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を完了したときは、速やかにその旨を代行公園の指定管理者、大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の指定管理者又は鶴見緑地球技場等の指定管理者に届け出なければならない。

(許可の特例)

- 第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、占用の目的が前条第1項各号に掲げる場合にあつては同条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(意見の聴取)

- 第9条の7 代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可に関し必要があると認めるときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2-3 省略

(利用料金)

- 第16条の2 市長は、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球技場等の使用に係る料金又は代行施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下、これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可を受けて代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球技場等を使用しようとする者又は代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表第4（第16条の2関係）に掲げる金額（代行施設の附属設備を

使用する場合については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額)の範囲内において、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4-5 省 略

6 代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。

(1)-(8) 省 略

7 省 略

8 前2項に定めるもののほか、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。

9 代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により代行公園又は代行施設を使用することができなくなつたとき

(2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が代行公園又は代行施設の使用を開始する前に当該代行公園又は代行施設の使用の許可の取消しを申し出た場合において、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき

(業務の範囲)

第25条 省 略

2 前項各号に掲げるもののほか、代行公園の指定管理者は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

3 省 略

4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の指定管理者又は鶴見緑地球技場等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

別表第4（第16条の2関係）

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金

種別		単位	期間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	1,340 円
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100 平方メートル	3 時間	880 円
	会費又は入場料を徴収する場合			1,760 円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	220 円
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	10,560 円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	3,060 円
	その他の場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 年	8,500 円

※行為許可を扇町公園指定管理事業者の権限とする条文については、令和5年4月1日から施行する

※露店営業その他これに類するものための占有に係る公園使用料については、次のとおり経過措置を設けている

種別	経過措置期間	公園使用料
営業のための占有	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	190 円
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	200 円